

○厚生労働省告示第二百六十五号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項第十号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、心電図検査及び眼底検査については、平成二十九年度の特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果において、この告示による改正前の特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準（平成二十年厚生労働省告示第四号）に該当する場合は、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準（平成二十年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以

下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心電図検査 当該年度の特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者</p> <p>三 眼底検査 当該年度の特定健康診査の結果等において、次のア又はイの項目について、それぞれ当該ア又はイに掲げる基準に該当した者（当該年度の特定健康診査の結果等において、当該アに掲げる基準に該当せず、かつ、当該イの項目の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等におい</p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 心電図検査及び眼底検査 前年度の特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。）の結果等において、次のアからエまでに掲げる全ての項目について、それぞれ当該アからエまでに掲げる基準に該当した者</p> <p>ア 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はヘモグロビンA1cが5.6%（NGSP値）以上</p> <p>イ 脂質 血清トリグリセライド（中性脂肪）の量が150mg/dl以上又は高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量が40mg/dl未満</p> <p>ウ 血圧 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上</p> <p>エ 腹囲等 腹囲が男性にあつては85cm以上、女性にあつては90cm以上（内臓脂肪（腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。以下同じ。）の面積の測定ができる場合には、内臓脂肪の面積が100cm²以上）又はBMI（実施基準第1条第1項第4号に規定するBMIをいう。）が25以上</p> <p>（新設）</p>

て、当該イの項目について、当該イに掲げる基準に該当した者)

ア 血圧 収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上

イ 血糖 空腹時血糖値が126mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが6.5% (NGSP値) 以上又は随時血糖値が126mg/dl以上

四 血清クレアチニン検査 当該年度の特定健康診査の結果等において、次のア又はイの項目について、それぞれ当該ア又はイに掲げる基準に該当した者

ア 血圧 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上

イ 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが5.6% (NGSP値) 以上又は随時血糖値が100mg/dl以上

(新設)